

食安監発第0613005号

平成19年 6月13日

各 検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課長

(公 印 省 略)

### カナダから輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、「カナダから輸入される牛肉等の取扱いについて」（平成17年12月12日付け食安監発第1212002号医薬食品局食品安全部監視安全課長通知）により取り扱っているところですが、今般、現場検査における対象施設について下記のとおり改正することとしましたので、御了知の上、その運用に遺漏のないようお願いします。

なお、同通知中の別添3は、本日をもって廃止することとします。

### 記

記の「3 現場検査」中の「当分の間、次の事項について、別添3に掲げる施設については輸入件数10件に対し1件の割合で、その他の施設についてはすべての輸入届出毎に現場にて確認を行うこと。」を「次の事項について、別途連絡する施設については輸入件数10件に対し1件の割合で、その他の施設については全ての輸入届出毎に現場にて確認を行うこと。」と改める